

独立行政法人日本学術振興会令和元年
度学術研究助成業務に関する報告書に
付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第21条第2項の規定に基づき、令和元年度学術研究助成業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

令和2年

文 部 科 学 大 臣

令和元年度学術研究助成業務に関する報告書に付する 文部科学大臣の意見

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、全ての研究活動の基盤である、研究者の自由な発想に基づいて行われる「学術研究」を幅広く支援する唯一の「競争的資金」であり、我が国における重厚な知的基盤の形成に貢献するとともに、未来を担う人材の育成や将来のイノベーションの芽を育てるという大きな役割を担っている。

平成11年度に、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。当時は特殊法人日本学術振興会）は、文部科学省（当時は文部省）から科研費の一部業務の移管を受けて以来、審査制度等の改善に努め、公正な審査制度を確立し、研究者をはじめとする多くの関係者から高い信頼・評価を得ている。

平成23年度に、振興会に「学術研究助成基金」を創設し、研究費の複数年度にわたる柔軟な使用を可能として、研究活動の更なる活性化及び限られた研究費の効果的・効率的な活用を図ることができるようになった。

当該基金によって実施された令和元年度学術研究助成業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 振興会においては、「学術研究助成基金補助金交付要綱」（文部科学大臣決定）に基づき、学術研究助成基金を用いた助成事業を実施した。

2. 助成金の交付に当たっては、「学術研究助成基金の運用基本方針」（文部科学大臣決定）にのっとり、振興会が制定した複数年度にわたる柔軟な予算執行を可能とする「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」に基づき、適切に助成金を交付した。

3. 振興会が行う公募に当たっては、上記の関係規程及び文部科学省からの交付等の手続に関する通知に基づいて振興会が「科学研究費助成事業—科研費—公募要領」を作成し、関係研究機関に対して通知するとともに、関係資料のホームページへの掲載や研究機関及び研究者向けの説明会開催等により広く周知を行った。

また、振興会が行う審査については、上記の関係規程及び「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」（文部科学省科学技術・学術審議会決定）に基づいて振興会科学研究費委員会が制定した「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」に基づき、複数段階の審査により、研究者コミュニティから選ばれる研究者による審査（ピアレビュー）によって学術的な重要性や波及効果の観点等から厳正・公正に行われた。

4. 学術研究助成基金の管理については、特別な勘定を設けることで区分経理を行い、振興会基金管理委員会等で定めた関係規程にのっとり、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。また、研究費の不正使用等を防止するため、研究機関に対する不正防止のための体制整備や内部監査実施等の義務付け、研修会・説明会の実施及び研究者向けハンドブックの配布等により、適切な指導・助言を行った。

なお、振興会においては、経費執行等に係る不適切な事案が発生したことに関し、調査が適切に実施されるよう当該関係機関に指示をするとともに、その結果に基づいて交付決定の取消し等の適切な対応を行った。引き続き、各機関において研究費が適正に使用されるよう、執行管理の充実に向けた取組を行うことが必要である。